

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年8月21日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第41報)

(原子力安全対策課) … 2

危 機 管 理 部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第41報）

令和7年8月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は7月22日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機（前回報告から変化なし）

<特定重大事故等対処施設>

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合17回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

8月7日に審査会合（17回目）が開催され、火山影響評価や原子力発電所への人の不法な侵入防止、炉心損傷防止対策の有効性評価等について確認が行われた。

[中国電力]

主に以下の内容について説明。

- ・火山灰の影響によって施設の安全性を損なわない設計であること。
- ・人の不法な侵入や爆発物などの持ち込み、設備の操作に係るシステムへの外部からの不正アクセスなどの防止措置が適切に講じられていること。
- ・炉心損傷に至るおそれのある重要な事故進展シナリオに対して解析評価を行い、対策を講じることで炉心損傷には至らず、施設の安全性が確保されていること。

[原子力規制委員会]

- ・特段の指摘事項なし。